

中期計画・年度計画

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、第1期中期計画（平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識し、中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化に取り組み、一定の成果を得たところである。 平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となって、その実現に向け全力で取り組んでいく。		
第1中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。		
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。 (1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救命救急医療を担う救命救急センターを中心に救命救急医療を提供するとともに、新たに患者の重症度や緊急性に応じ、柔軟に対応する総合診療科等を開設し、他の医療機関とも連携する中で、救命救急医療の充実を図る。 また、ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関との連携及び診療体制の整備・充実を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。 ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を拡充するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。 (ア)がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。 (イ)緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。 (ウ)キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。	1 医療の提供 (1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 ・三次救命救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ・ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 ・総合診療科・感染症科において、どの診療科にも属さない診断困難な患者の診療を行うとともに、救命救急センターと連携し、患者の重症度や緊急性に応じて柔軟に対応していく。 ・ <u>三次救急の患者に適切な医療が提供できるよう、初療室を拡大する。また、結核などの感染症隔離室を設置する。</u> ・ <u>三次救急医療を維持していくため、急性期患者転院の協定について検討を行う。</u> イ 総合周産期母子医療 地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。 また、胎児超音波スクリーニング検査などにより、胎児のリスク判定を行うとともに、分娩までの継続的なサポートを行う。 ウ がん医療 (ア)がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。 がんセミナーや市民公開講座を開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。 (イ)緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。 (ウ)キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。	1 医療の提供 (1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 ・三次救命救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ・ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 ・総合診療科・感染症科において、どの診療科にも属さない診断困難な患者の診療を行うとともに、救命救急センターと連携し、患者の重症度や緊急性に応じて柔軟に対応していく。

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>(イ) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。</p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実を図るとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院・通院医療機関としての役割を果たす。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 救急・急性期、重度・慢性患者への入院医療、指定入院医療などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制を強化し、地域社会への適応を促進する。</p>	<p>(イ) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。 <u>ゲノム診療センターを設置し、家族性癌等の遺伝性変異の解明と診療の充実を図る。</u></p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 <u>指定難病の疾病数が増加しているため、患者に適切な医療が提供できるよう、臨床調査個人票の作成を適切に行う。</u></p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 <u>思春期に特有な精神疾患の治療について、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、児童思春期病棟の人員体制を充実し、より高度で専門的な児童思春期医療を提供する。</u></p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種治療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 重症患者や長期在院重症患者に対し、さらに高度な医療を提供するとともに、多職種治療チームによる治療体制の充実を図り、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 退院し地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、<u>治療中断や問題行動の再発を防止するとともに、デイケアやアウトリーチ(訪問支援)などの充実についての検討を行う。</u></p>	<p>(イ) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。</p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、より高度で専門的な児童思春期医療体制づくりについて検討し、準備を進めます。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種治療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 重症患者や長期在院重症患者に対し、さらに高度な医療を提供するとともに、多職種治療チームによる治療体制の充実を図り、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 退院し地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制強化の準備を進める。</p>

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>(2)質の高い医療の提供 県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>①医療従事者の育成、確保及び定着 高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着に努める。 また、医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②7対1看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にとって良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される7対1看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。 また、診断群分類包括評価（DPC）から得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。</p>	<p>(2)質の高い医療の提供</p> <p>①医療従事者の育成、確保及び定着 ・高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医療従事者の育成、確保及び定着に努める。 ・研修医向けの実践的講座の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。 ・医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②7対1看護体制への柔軟な対応 看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7対1看護体制を継続する。</p> <p><u>看護職員の確保のため、次年度採用予定者に対して、看護師資格取得に向けた支援を行う。</u> <u>また、新任の看護職員に対し、連帯感の向上に向けた研修の充実を図る。</u> <u>更に、ベテランの看護職員を看護職員人材育成アドバイザーに任せ、看護師養成機関との就職に関する窓口として役割を果たすとともに、就職活動から新人看護師の期間を通じた様々な相談に親身に対応することで、看護職員の採用の拡大、離職の低減を図る。</u></p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。 ・DPCから得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。 ・疾病統計により、医療の安全管理、質の向上を図り、病状に応じた適切な医療を提供していくため、診療情報管理士の配置の充実について検討を行う。 ・手術件数が増加していることから、適切な医療を提供していくため、麻酔科医、看護師の増員及び業務委託などについて検討を行う。 ・脳卒中患者に対する血管内治療などの急性期集中治療だけでなく、急性期リハビリテーションの導入に向け、調査、研究を行う。 ・中央病院精神科において、一般的の身体医療の中で起こる様々な精神科疾患に対して、精神科医等が共同して治療を行う（精神科リエゾン）とともに、入院治療が必要な精神科疾患の患者の紹介など、北病院等との連携を強化する。 また、中央病院への精神病床の設置について、基礎的な調査、研究を行う。 ・リニアックを活用し、画像誘導放射線治療（IGRT）などの高精度放射線治療を積極的に進める。 ・前立腺がん、腎臓がんなどに対し、最新のロボット手術システムを活用し、低侵襲で最適な医療を提供する。また、子宮頸がん、胃がんについては、先進医療の承認、又は保険収載後に速やかに手術が行えるよう取り組みを進める。 ・ゲノム診療センターを設置し、家族性癌等の遺伝性変異の解明と診療の充実を図る（再掲）。 ・造血幹細胞移植を進めるとともに、白血病等の無菌状態での薬物治療が必要な患者の受け入れを拡大するため、現在2床の無菌室を新たに8床整備し10床とする。 ・肝臓、胆のう、膵臓について、内科と外科が一体となって治療を行うため、肝胆膵・消化器病センターを設置する。 ・心臓等の循環器系の疾患に対して、内科と外科が一体となって治療を行うため、循環器病センターを設置する。 ・三次救急の患者に適切な医療が提供できるよう、初療室を拡大する。 また、結核などの感染症隔離室を設置する（再掲）。 ・結核患者が減少傾向にある一方、呼吸器疾患の患者が増加していることから、結核病床の一部について一般病床への変更を進める。</p>	<p>(2)質の高い医療の提供</p> <p>①医療従事者の育成、確保及び定着 ・高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医療従事者の育成、確保及び定着に努める。 ・研修医向けの実践的講座の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。 ・医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②7対1看護体制への柔軟な対応 看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7対1看護体制を継続する。 また、各病棟を管理し、指導的な立場にある看護師長の役割が重要となってきたことから、その処遇の改善を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。 ・DPCから得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。 ・リニアックを活用し、画像誘導放射線治療（IGRT）などの高精度放射線治療を行うとともに、最新のロボット手術システムを導入し、前立腺がんを治療するなど、最適な医療を提供する。 ・中央病院精神科の充実を図り、一般的の身体医療の中で起こる様々な精神科疾患に対して、精神科医等が共同して治療を行う（精神科リエゾン）とともに、入院治療が必要な精神科疾患の患者の紹介など、北病院等との連携を強化する。</p>

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供 医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療安全対策の推進 ア リスクマネージャーの活用 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ 情報の共有化 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ウ 医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用や受付から精算までが円滑に行われるための施設・設備面を含めた実施体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。 また、文書管理システムを活用し、診療に関する資料の効率的な管理を行う。</p> <p>⑦電子カルテの更新 医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に向け、現有システムの改善点や新たな機能の検討を行う。</p>	<p>・思春期に特有な精神疾患の治療について、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を提供するとともに、児童思春期病棟の人員体制を充実し、より高度で専門的な児童思春期医療を提供する（再掲）。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高額医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>①医療安全対策の推進 ア リスクマネージャーの活用 リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ 情報の共有化 より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ウ 医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上 各科受付から精算までの患者の流れを改善するため、受付業務・会計・精算事務の見直し等を行い、会計時間の短縮を図るとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。 入院などの説明をワンストップで行う入退院センターの充実に向けた検討を行う。 北病院では、患者や来院者の受動喫煙を防止するため、敷地内禁煙に取り組む。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。 また、文書管理システムを活用し、診療に関する資料の効率的な管理を行う。</p> <p>⑦電子カルテの更新 医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に向け、現有システムの改善点や新たな機能の検討を行う。</p>	<p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高額医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>①医療安全対策の推進 ア リスクマネージャーの活用 リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行ふとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ 情報の共有化 より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。 ウ 医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上 各科受付から精算までの患者の流れをさらに円滑にするため、ブロック受付業務、会計・精算事務の見直し等を行い、インフォメーションデスクの設置を検討するとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。 また、入院などの説明をワンストップで行う入院センターの設置に向けた検討を行う。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。医療資源の有効活用を図る。 また、医療情報の効率的な管理を行うため、文書管理システムを導入する。</p>

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。また、調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。 <u>認知コンピュータ（コグニティブ・コンピューティング・システム）を利用した診断等の可能性について調査、研究を行う。</u></p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>
<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進めること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>
<p>4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1)地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の医師との共同利用病床を整備するとともに、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p> <p>(2)地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1)地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、<u>地域医療支援病院として</u>、地域連携センターを中心に、いわゆる病病・病診連携を推進していく。 <u>また、地域の医療水準向上のため、患者が退院する際には、紹介元の医療機関に加え、身近な「かかりつけ医」に対しても、画像などを添付した診療情報提供書により情報を共有し、地域の医療機関と連携した治療を行う。</u> <u>連携医療機関検索システムを活用し、連携医への紹介促進及び連携医情報の提供により患者サービスの向上を図る。</u></p> <p>(2)地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1)地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、地域連携センターを中心に、いわゆる病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法(昭和23年法律第205号)第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。 また、患者や担当職員が容易に地域の連携医療機関を確認できるようにするため、システム構築の検討を行う。</p> <p>(2)地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。</p>

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医と専修医を確保し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3)地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 研修プログラムの内容を充実させ、指導医の育成、資質向上に取り組むとともに、<u>1年延期となつた新専門医制度</u>において、内科、総合診療科、救急科、精神科では基幹施設として、またその他の科では連携施設として、専修医(専攻医)の受け入れを行うため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行う。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3)地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 研修プログラムの内容を充実させ、指導医の育成、資質向上に取り組むとともに、新専門医制度において、内科、総合診療科、救急科、精神科では基幹施設として、またその他の科では連携施設として、専修医(専攻医)の受け入れを行うため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行う。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3)地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p> <p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>
<p>5 災害時における医療救護 県立の病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画(大規模災害時医療救護マニュアル)に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能 ・大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行う。 ・災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。 <u>・中央病院正面玄関南側スペースの大規模災害時の来院者避難待機場所としての活用について検討する。</u></p> <p>(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能 ・大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行う。 ・災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 委託業務の適正化の検討や職員のプロパー化等による簡素で効率的な運営体制を構築し、全職員が一丸となって、医療サービスの向上と経営改善に取り組む。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 ・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。 ・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。 <u>・ゲノム診療センターを設置し、家族性癌等の遺伝性変異の解明と診療の充実を図る(再掲)。</u> <u>・肝臓、胆のう、脾臓について、内科と外科が一体となって治療を行うため、肝胆脾・消化器病センターを設置する(再掲)。</u> <u>・心臓等の循環器系の疾病に対して、内科と外科が一体となって治療を行うため、循環器病センターを設置する(再掲)。</u> <u>・患者支援センターを設置し、患者サービスの集約化、充実を図るとともに、入退院センターを設置し、入院への不安解消や入退院手続きのワンストップ化を図る。</u></p> <p>2 効率的な業務運営の実現 ・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を隨時行うよう努める。 ・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 ・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。 ・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。 ・肺がん・呼吸器病センター及び遺伝子診療センターなどを設置するとともに、診療分野ごとに内科、外科を細分化し再編成するなど、大幅な組織の見直しを行い、最適な医療を提供していく。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 ・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を隨時行うよう努める。 ・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。</p>

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)診療報酬請求の事務の強化 診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。</p> <p>(2)料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金については、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。</p> <p>(3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4)材料費の適正化 後発医薬品の採用を推進するとともに、診療材料の購入にあたりその費用対効果を十分に検証するなど、材料費の適正化に努める。</p>	<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)診療報酬請求の事務の強化 ・診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図る。 ・診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築する。 ・レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するとともに、<u>請求事務の適正化を図るため、レセプトチェックシステムの導入等について検討を行う。</u></p> <p>(2)料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。</p> <p>(3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4)材料費の適正化 材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会により効能・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。 また、後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努めるとともに、共同購入によるコスト削減に<u>取り組む。</u></p>	<p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)診療報酬請求の事務の強化 ・診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図る。 ・診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築する。 ・レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底する。</p> <p>・診療報酬請求や医師事務補助の体制強化のため、病棟クラーク業務などの困難度や専門性の高い業務に従事する職員に対し、処遇の改善を図る。</p> <p>(2)料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。</p> <p>(3)未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p> <p>(4)材料費の適正化 材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会により効能・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。 また、後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努めるとともに、共同購入によるコストの削減について検討を進める。</p>
<p>4 事務部門の専門性の向上</p> <p>医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>	<p>4 事務部門の専門性の向上</p> <p>医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>	<p>4 事務部門の専門性の向上</p> <p>医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>
<p>5 職員の経営参画意識の向上</p> <p>(1)経営関係情報等の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2)取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3)職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。</p>	<p>5 職員の経営参画意識の向上</p> <p>(1)経営関係情報の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2)取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3)職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容の<u>実現</u>について、真摯に検討をしていく。</p>	<p>5 職員の経営参画意識の向上</p> <p>(1)経営関係情報の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2)取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3)職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。</p>
<p>6 職場環境の整備</p> <p>(1)働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。</p> <p>(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。</p> <p>(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>	<p>6 職場環境の整備</p> <p>(1)働きやすい職場環境の整備 ・働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 <u>・労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施するとともに、職員の働きやすい職場環境の整備に努める。</u> ・仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育を開設する。</p> <p>(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。 <u>また、医療技術職員等の技術向上を図るため、国内職員相互研修制度の設置について検討を行う。</u></p> <p>(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 簡素で公平な人事評価制度を活用し、業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理を行っていく。</p>	<p>6 職場環境の整備</p> <p>(1)働きやすい職場環境の整備 ・働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックや職員の働きやすい職場環境を整備していくため、労働安全対策局を設置する。 ・仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育の開設準備を進める。</p> <p>(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。</p> <p>また、医療従事者の臨床研修、技術研修を強化するため、教育研修センターに臨床研修センター及び医療教育シミュレーションセンターを設置する。</p> <p>(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 簡素で公平な人事評価制度を活用し、業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理を行っていく。</p>

第2期中期計画

第2期中期計画		平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)
第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置」を着実に実施することにより、経営基盤の安定化を図り、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。		第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
1 予算(平成27年度～平成31年度)		1 予算(平成29年度)	1 予算(平成28年度)
	(単位 百万円)	(単位 百万円)	(単位:百万円)
区分	金額	区分	金額
収入		収入	
営業収益	111,461	営業収益	24,896
医業収益	92,999	医業収益	20,994
運営費負担金	17,154	運営費負担金	3,619
その他営業収益	1,308	その他営業収益	283
営業外収益	2,081	営業外収益	370
運営費負担金	1,171	運営費負担金	160
その他営業外収益	910	その他営業外収益	210
資本収入	5,576	資本収入	895
運営費負担金	0	運営費負担金	0
長期借入金	5,576	長期借入金	895
その他資本収入	0	その他資本収入	0
その他の収入	0	その他の収入	0
計	119,118	計	26,161
支出		支出	
営業費用	95,713	営業費用	21,579
医業費用	94,870	医業費用	21,462
給与費	45,352	給与費	10,000
材料費	31,144	材料費	7,560
経費	17,838	経費	3,761
研究研修費	536	研究研修費	141
一般管理費	843	一般管理費	117
営業外費用	1,701	営業外費用	232
資本支出	23,879	資本支出	4,904
建設改良費	9,809	建設改良費	1,895
償還金	14,070	償還金	3,009
その他の支出	0	その他の支出	6
計	121,293	計	26,721
【人件費の見積り】 期間中総額46,015百万円を支出する。 なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。		【人件費の見積り】 期間中総額10,080百万円を支出する。 なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。	
【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。		【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。	

第2期中期計画

平成29年度計画(案)
(赤:追加、修正)

参考(平成28年度計画)

2 収支計画(平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)

区分	金額
収入の部	113,851
営業収益	111,835
医業収益	92,827
運営費負担金収益	17,154
資産見返負債戻入	546
その他営業収益	1,308
営業外収益	2,016
運営費負担金収益	1,171
その他営業外収益	845
臨時利益	0
支出の部	110,406
営業費用	104,168
医業費用	103,343
給与費	45,320
材料費	28,362
経費	16,417
減価償却費	12,752
研究研修費	492
一般管理費	825
営業外費用	5,988
臨時損失	250
純利益	3,445
目的積立金取崩額	0
総利益	3,445

3 資金計画(平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)

区分	金額
資金収入	132,761
業務活動による収入	113,543
診療業務による収入	92,999
運営費負担金による収入	18,325
その他の業務活動による収入	2,219
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,576
長期借入金による収入	5,576
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	13,642
資金支出	132,761
業務活動による支出	97,415
給与費支出	46,015
材料費支出	31,144
その他の業務活動による支出	20,256
投資活動による支出	9,809
固定資産の取得による支出	9,809
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	14,070
長期借入金の返済による支出	5,929
移行前地方債償還債務の償還による支出	8,141
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	11,467

2 収支計画(平成29年度)

(単位 百万円)

区分	金額
収入の部	25,349
営業収益	24,991
医業収益	20,964
運営費負担金収益	3,619
資産見返負債戻入	126
その他営業収益	282
営業外収益	358
運営費負担金収益	160
その他営業外収益	198
臨時利益	0
支出の部	24,312
営業費用	23,110
医業費用	22,996
給与費	9,995
材料費	7,029
経費	3,506
減価償却費	2,335
研究研修費	131
一般管理費	114
営業外費用	1,154
臨時損失	48
純利益	1,037
目的積立金取崩額	0
総利益	1,037

2 収支計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	23,721
営業収益	23,301
医業収益	19,386
運営費負担金収益	3,502
資産見返負債戻入	139
その他営業収益	274
営業外収益	420
運営費負担金収益	225
その他営業外収益	195
臨時利益	0
支出の部	22,922
営業費用	21,729
医業費用	21,607
給与費	9,671
材料費	6,034
経費	3,151
減価償却費	2,628
研究研修費	123
一般管理費	122
営業外費用	1,109
臨時損失	84
純利益	799
目的積立金取崩額	0
総利益	799

3 資金計画(平成29年度)

(単位 百万円)

区分	金額
資金収入	41,044
業務活動による収入	25,266
診療業務による収入	20,994
運営費負担金による収入	3,779
その他の業務活動による収入	493
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	895
長期借入金による収入	895
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	14,883
資金支出	41,044
業務活動による支出	21,811
給与費支出	10,080
材料費支出	7,560
その他の業務活動による支出	4,171
投資活動による支出	1,855
固定資産の取得による支出	1,849
その他の投資活動による支出	6
財務活動による支出	3,054
長期借入金の返済による支出	1,328
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,681
その他の財務活動による支出	45
翌事業年度への繰越金	14,324

3 資金計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	39,287
業務活動による収入	23,627
診療業務による収入	19,417
運営費負担金による収入	3,727
その他の業務活動による収入	483
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,119
長期借入金による収入	1,119
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	14,541
資金支出	39,287
業務活動による支出	20,132
給与費支出	9,765
材料費支出	6,484
その他の業務活動による支出	3,883
投資活動による支出	1,833
固定資産の取得による支出	1,827
その他の投資活動による支出	6
財務活動による支出	2,980
長期借入金の返済による支出	1,301
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,634
その他の財務活動による支出	45
翌事業年度への繰越金	14,342

第2期中期計画	平成29年度計画(案) (赤:追加、修正)	参考(平成28年度計画)																		
第5 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応																		
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし																				
第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	第5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	第5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。																		
第8 料金に関する事項 1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額 2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。																				
第9 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。 2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 <table border="1"><tr><th>施設及び設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>病院施設、医療機器等整備</td><td>総額 9,809百万円</td><td>国・県補助金、長期借入金等</td></tr></table> (2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。 (3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。 (4)その他法人の業務運営に関し必要な事項なし	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等整備	総額 9,809百万円	国・県補助金、長期借入金等	第6 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。 2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 また、各部署においてホームページの修正が簡単に行えるよう、システム更新を進める。 4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 <table border="1"><tr><th>施設及び設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>病院施設、医療機器等整備</td><td>総額 1,849百万円</td><td>国・県補助金、長期借入金等</td></tr></table> (2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。 (3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等整備	総額 1,849百万円	国・県補助金、長期借入金等	第6 その他業務運営に関する重要事項 1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。 2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項 (1)施設及び設備に関する計画 <table border="1"><tr><th>施設及び設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>病院施設、医療機器等整備</td><td>総額 1,827百万円</td><td>国・県補助金、長期借入金等</td></tr></table> (2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。 (3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	施設及び設備の内容	予定額	財源	病院施設、医療機器等整備	総額 1,827百万円	国・県補助金、長期借入金等
施設及び設備の内容	予定額	財源																		
病院施設、医療機器等整備	総額 9,809百万円	国・県補助金、長期借入金等																		
施設及び設備の内容	予定額	財源																		
病院施設、医療機器等整備	総額 1,849百万円	国・県補助金、長期借入金等																		
施設及び設備の内容	予定額	財源																		
病院施設、医療機器等整備	総額 1,827百万円	国・県補助金、長期借入金等																		